

公 示

平成30年3月20日

学生各位

佐賀大学副学長

本庄キャンパスでの新入生勧誘のルールについて

4月になり新入生が入学してくると学内ににぎわいが戻ってきます。

各サークルでは新入生勧誘をしたいと思います。過去に強引な勧誘などでトラブルになったことがあります。

そこで、学生執行委員会（学友会・文化協議会・体育協議会・学園祭中央実行委員会）と共に以下のルールを定めましたので、それに従って新入生勧誘を行ってください。

無届けのビラやポスター、立て看板を発見したときは直ちに勧誘活動を中止させます。

新入生や在学生が楽しい大学生活を送れるようなサークル活動を応援します。

1 ビラ配布について

○配布期間 4月1日（日）、2日（月）9：00～16：00

○配布場所 川東地区のメインストリートのみ **保健管理センター付近での勧誘は厳禁とする**

○ビラ配布は公認団体のみ可能 **（非公認団体は認めない）**

○必ず事前にビラ原稿を学生生活課に届け出て許可印をもらうこと

2 ポスター・立て看板の掲示について

○掲示期間 新入生勧誘に関わる掲示は5月31日（木）まで

（4月1日（日）、2日（月）に掲示できるのは公認団体のみ）

○掲示場所 学生生活課で定められた場所のみ

（立て看板は原則メインストリート（ラクウショウ通り）のみ）

○必ず事前にポスター（立て看板は写真）を学生生活課に持参し許可シールをもらうこと

※飲酒を伴う、または暗に飲酒を連想させる様な新歓行事の記載がある掲示は認めない

3 入学式（佐賀市文化会館）での勧誘について

○公認団体のみ可能 **（非公認団体は認めない）**

○場所は文化会館前市民広場とする（階段の下まで）

○**ビラ配布は禁止**、勧誘はプラカードや簡単なパフォーマンスなどに留めること

○終了後は**ゴミ等の片づけをして帰ること**

4 その他

○自宅を訪ねる勧誘活動は禁止します。また、本人が勧誘を断る意思を表示した場合は、速やかに勧誘を止めてください

○未成年者の飲酒は法律で禁止されています。**新歓行事等で未成年飲酒がない様各団体の責任者は徹底してください**

○許可された時間や場所以外で勧誘活動をしている団体を発見した時は、学生生活課に知らせてください

<問合せ先>

佐賀大学／学生生活課

課外・生活支援担当

TEL：0952-28-8167